

## 結城市公用車車体広告取扱要項

### (趣旨)

第1条 この告示は、結城市が所有する公用車（以下「公用車」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (掲載広告の要件)

第2条 掲載できる広告は、次に掲げる全ての要件を備えたものでなければならない。

- (1) 広告媒体の公共性及び品位を損なうおそれのないものであること。
- (2) 市内及び周辺地域の産業の発展に資するものであること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当しないものであること。
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人的宣伝に係るものでないこと。
- (5) 公の秩序及び善良な風俗に反しないものであること。
- (6) 公益上特に支障がないと認められるものであること。

### (広告の掲載方法)

第3条 広告は、粘着フィルムの貼付によるものとし、車体塗装は、行わないものとする。

### (掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、原則として1年間とする。ただし、広告主が希望する場合は、1箇月単位でも認めるものとする。

- 2 広告掲載の開始日及び終了日は、広告主と市が協議の上、公用車の運行管理状況等を勘案し、定めるものとする。
- 3 市長は、広告掲載の終了日の2箇月前までに広告主から申出がない場合は、広告の掲載期間を1年間延長することとし、その後も同様とする。ただし、第1項ただし書の規定により広告の掲載期間を1箇月単位にしている場合を除く。

### (広告掲載料及び広告掲載可能面積)

第5条 広告掲載料及び広告掲載可能面積は、別表のとおりとする。ただし、広告掲載料には広告の制作費を含まないものとする。

- 2 前項の場合において、同一広告主により、2車を超えて広告を掲載する場合は、広告掲載料を2車相当額とする。
- 3 広告掲載料の納付は、掲載の決定後、市の発行する納付書により一括納付するものとする。

### (広告の作成、掲載、撤去等)

第6条 広告の作成については、原稿の段階で第2条に規定する要件を満たしているか市と協議し、掲載要件を満たしていることを確認してから、広告主の責任において作成し、その費用は、全て広告主が負担するものとする。

- 2 広告の掲載及び撤去作業については、広告主の負担及び責任において行うものとする。
- 3 広告掲載、撤去作業の日程については、市と広告主で協議して決定するものとする。

### (補償)

第7条 公用車に広告物を掲載した後に、公用車の運行に伴う事故等により広告が毀損し、又は破損したときは、市が経費を負担して修復するものとする。ただし、経年に起因す

る広告物の色あせなどの劣化については、対象外とする。

- 2 広告物の掲載又は撤去により、公用車の車体表面、塗装、構造等を毀損し、又は破損したときは、広告主が経費を負担し、修復するものとする。

(広告掲載の申込み及び資格)

第8条 広告掲載の申込みは、結城市公用車車体広告掲載申込書(様式第1号)を市長に提出することにより行うものとする。

- 2 広告掲載の申込みができる者は、市内又は周辺地域に住所又は事業所を有する者とする。

(審査及び決定)

第9条 市長は、前条の申込書の提出を受けたときは、その内容を審査した上で掲載の可否を決定し、広告掲載決定通知書(様式第2号)又は広告非掲載決定通知書(様式第3号)により申込者に通知するものとする。

- 2 市長は、広告掲載の申込みが募集件数を上回ったときは、申込み順により決定するものとする。

- 3 広告掲載について疑義が生じた場合は、結城市広告掲載取扱要項(平成17年結城市告示第160号)第13条に規定する結城市広告掲載審査会で審査する。

(掲載の取消し)

第10条 市長は、広告の掲載に支障があると認められたとき、又は広告掲載料の納入がなかったときは、当該掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の還付)

第11条 納入済の広告掲載料は、還付しない。ただし、掲載者の責めによらない理由により広告掲載ができなくなったときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により納入済の広告掲載料を還付する場合において、還付する額は、納入済の広告掲載料を広告の当初掲載月数で除して得た額(1円未満の端数があった場合はこれを切り捨てる。)に広告掲載ができなかった日の属する月数を乗じて得た額とする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成21年12月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成28年1月13日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年1月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の結城市公用車車体広告取扱要項の規定は、令和4年4月1日以降の期間に係る広告について適用し、令和4年3月31日以前の期間に係る広告については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

結城市車体広告掲載料及び広告掲載可能面積

車種	掲載可能面積			掲載料（1車あたり）	
	車体側面フロントドア（右側）	車体側面フロントドア（左側）	合計	年額（2面）	月額（2面）
巡回バス	0.7 m <sup>2</sup>	0.7 m <sup>2</sup>	1.4 m <sup>2</sup>	100,000円	10,000円
				ただし、同一広告主により、2車を超えて広告を掲載する場合は、広告掲載料を2車相当額とする。	